

ふくし りよう きんせんかんり えんじよ
福祉サービスの利用や、金銭管理の援助をします。

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう
地域福祉権利擁護事業

こんなことで、困っていませんか？

福祉のサービスを利用したいが、よくわからない。

最近、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまう。

介護保険サービスの苦情の手続きがわからない。

家賃や電気・ガスの利用料の支払いを忘れる。

年金や福祉手当の書類の書き方がよくわからない。



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

とうきょうとしゃかいふくしきょうざい
東京都社会福祉協議会

そんな時、次のような、あなたのお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスについてのご案内。
福祉サービス利用の手続き・利用料支払いの手続き。
福祉サービスについての、苦情解決制度の利用の手続き。

日常的な金銭管理サービス

年金、福祉手当の受け取りに必要な手続き。
公共料金や、家賃などの支払い手続き。
預金の出し入れ。

書類等の預かりサービス

通帳、印鑑、権利証などのお預かり。

契約前の相談は、無料です。

気軽に相談してください。

○ご連絡をいただければ、社会福祉協議会等の職員(専門員)がお伺いいたします。

○職員(専門員)は、あなたの困りごとや希望を伺います。

○サービスの内容など、疑問点があれば、

ご遠慮なく職員(専門員)にお尋ねください。

○あなたの秘密は守りますので、安心して相談してください。

職員(専門員)が、あなたの希望をお聞きして、

「支援計画」を作成します。

○「支援計画」は、実際に行う支援の内容を決めるものです。

ご希望があればしっかりと、職員(専門員)に伝えてください。

「支援計画」の内容がご納得のいくものであれば、

契約が結ばれ、生活支援員が、お手伝いします。

○サービスを受けるためには、契約を結ぶ必要があります。

○契約後も、あなたがこのサービスをやめなくなった時は、

いつでもやめることができます。



契約後の、生活支援員によるお手伝いは、有料です。

基本利用料 福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理
 一回 一時間まで千五百円

(一時間をこえた場合は三十分までごとに六百元加算)

※通帳をお預かりして生活費をお届けする場合や、

金融機関の貸金庫に通帳等をお預かりする場合は、

別に利用料をいただきます。

※生活保護世帯の方はご相談ください。



地域福祉権利擁護事業は、
 福祉サービスの利用や
 利用料のお支払いなどを、
 一人でするのがむずかしい方を、
 援助するものです。



そうだんまどぐち
ご相談窓口